

議員報酬、政務調査費に関するWGの検討内容一覧(案)

資料2

番号	項目	最終報告の提言内容	現 状	検討内容
1	議員報酬の適正水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員報酬のあり方(適正額)の検討は、同じ公選職である知事との比較で行う。</li> <li>「議員報酬 = 知事給料 × 職務活動時間による比率」を基本算定式とする。</li> <li>比較すべき知事の給料は条例本則による額とする。</li> <li>議長・副議長に対する役職加算は現行どおりの比率を適用する。</li> <li>(試算結果)</li> <li>議員 128万円(知事給料) × 0.7(職務活動時間の比率) = 89.6万円</li> <li>議長 89.6万円(議員) × 1.23(議長加算率) = 110.2万円</li> <li>副議長 89.6万円(議員) × 1.08(副議長加算率) = 96.8万円</li> </ul>	<p>【三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条】 議員報酬月額:議長 102万円、副議長 90万円、議員83万円 条例附則H24.7.1 ~ H25.3.31の間は、7.8%減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の議員報酬月額は、知事が諮問(H.18.12.6)した特別職報酬等審議会 の意見(H.18.12.27答申)を聞き決定されたものである。</li> <li>代表者会議において、議員報酬月額については、特別職報酬等審議会へ の諮問を知事へ依頼することが決定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別職報酬等審議会への諮問を知事に依頼する際、調査 会の提言内容に加えて、三重県議会の意見を付けるかを検 討する。</li> </ul>
2	算定額の更なる検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分に議員の活動を保障するものであるかという観点から検証を加える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員の活動内容は個人差が大きいうえ、広範多岐に渡っており、調査会が 行った議員ヒアリングでも個別に様々な意見があった。</li> <li>議員の活動を支えるものとして、議員報酬以外に、政務調査費も支給されて いる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員意見の確認の必要性を検討する。</li> <li>政務調査費も合わせて、活動を保障するものであるか、検 討する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の理解が得られるかどうかという観点から検証を加える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査会の中間報告・最終報告に対し、県民からの意見が21件寄せられて いる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の理解を得るための取組を検討する。(活動時間、活 動成果など)</li> </ul>
3	(提言) 政務調査費の使われ方	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費を減額しているにも関わらず、2割前後が返還されている事実から、条例 本則に定める額を約2割引き下げること検討すべきである。</li> </ul>	<p>【政務調査費の交付に関する条例第3条】 政務調査費月額 33万円(会派分、議員分計) 条例附則H24.7.1 ~ H25.3.31の間は、20%減額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度(5月以降分)の会派分は、条例本則額の64%の交付額に対し 10.9%が返還されている。平成23年度(5月以降分)の議員分は、交付額に対 し13.0%が返還されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例本則に定める額を引き下げかどうかを検討する。</li> </ul>
4	(提言) 三重県議会基本条例と政 務調査費の意義づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費の支給対象は会派としてはどうか。</li> <li>合議体としての議会の機能を強化する観点から、政策の形成・決定・調整・合意形成 を行う会派の活動を「政務」と意義づけ、それに必要な条例改正を行ってはどうか。</li> </ul>	<p>【政務調査費の交付に関する条例第2条】 三重県議会の会派(所属議員が1人の会派を含む。)及び議員の職にある 者に対し交付する。</p> <p>「政務」に関する明確な定義がない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付対象を会派のみとするかどうかを検討する。</li> <li>三重県議会として、「政務」の意味をどのように解釈するか を検討する。</li> </ul>
5	(当面の改善策) 会派分と議員分の配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>なぜ会派分と議員分が必要であるのかを十分整理した上で、会派分と議員分との配 分について検討の余地がある。</li> <li>会派及び議員に対する交付金額の区分を会派で決定できるようにすることも一案であ る。</li> </ul>	<p>【政務調査費の交付に関する条例第3条】 会派分 月額 15万円(所属議員1人当たり) 条例附則H24.7.1 ~ H25.3.31の間は、8.4万円 議員分 月額 18万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派分と議員分の必要性を検討する。</li> <li>会派分と議員分との配分を会派で決定できるようにするか を検討する。</li> <li>支給対象を会派としてはどうかという調査会提言の扱いを 検討する。</li> </ul>
6	(当面の改善策) 政務調査活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査活動の結果として、どのように活用されたか、具体的にどのような成果をあ げているかを県民に説明できる内容であることが求められ、県民に対し積極的に説明 する取組が必要である。</li> <li>政務調査費の実施活動報告書の記載に充実を期することが考えられる。</li> </ul>	<p>【政務調査費の交付に関する条例施行規程第9条】 【政務調査費ガイドライン】 調査内容の透明性を確保するため、当該年度の主な政務調査活動の概要 を記載した「調査研究活動の実施概要報告書(別記様式第15号)」を添付す ることとなっている。</p> <p>「旅費等支出計算書(第10号様式)」においては、用務、調査先を記載する こととなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査目的や成果が具体的に分かるような様式を検討する。</li> </ul>
7	(当面の改善策) 情報公開と説明責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>「調査研究」の範囲をできるだけ明確にする努力は必要であるが、より積極的な情報 公開と組み合わせ、県民によるチェック機能を期待することにより、相当程度、補完で きるのではないかと考える。</li> <li>議会として統一的に行っている情報公開のさらなる拡充とともに、議員個々の工夫に よる自発的な情報公開の促進についても検討が必要である。</li> </ul>	<p>【政務調査費の交付に関する条例第13条】 【政務調査費の交付に関する条例施行規程第12条】 収支報告書及び証拠書類等は、議会図書室で閲覧に供している。</p> <p>交付額、収支報告額、返還額を示した収支報告(修正届に係る分も含む。)の 状況は三重県議会HPで公開している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県議会HPで公開する情報の範囲を検討する。</li> <li>議員個々の自発的な情報公開の手法を検討する。</li> </ul>
8	(当面の改善策) 事務の煩雑さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に事務局へ事務処理の相談をすることとなっているが、実際には余り行われて いない。適正かつ計画的な事務処理の促進のためには、この相談の徹底を図るべきで ある。</li> </ul>	<p>【政務調査費ガイドライン】 証拠書類等が膨大になることから、議員分は概ね3か月分ごと、会派分は 概ね6か月分ごとに事務局に相談することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインを遵守するため、会派分、個人分とも会派で取 りまとめて事務局に相談するかどうかを検討する。</li> </ul>
	地方自治法の一部改正		<p>地方自治法の一部を改正する法律が今月5日に公布され、政務調査費が政 務活動費に変更されることとなった。 平成25年3月1日からの施行が予想され、条例改正を行う必要がある。 全国議長会においては、条例(例)の作成を行っている。</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活 動に資するため」に改める。</li> <li>政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定める。</li> <li>議長は、その用途の透明性の確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例改正において、「その他の活動費」をどのように規定す るかを検討する。</li> <li>充てることができる経費の範囲をどのように規定するかを 検討する。</li> <li>用途の透明性の確保(証拠書類等の公開)をどのように規 定するかを検討する。</li> <li>ガイドラインの見直しをどの程度行うかを検討する。</li> <li>関係条例等の改正作業の手法を検討する。</li> </ul>